日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得

(目的)

第1条 日本下水道事業団(以下「事業団という。」)が発注する物品の購入契約、製造契約、売払契約 その他の契約(工事の請負、建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係る契約を除く。)に係る 一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものと する。

(入札の手続等)

- 第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書案 及び現場等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書案等に ついて疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書(別記様式第1)に記載するものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- 3 入札書は、封かんの上入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 4 入札開始時刻までに出席しなかった入札参加者は、入札に参加できない。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思 についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の取り扱い)

第5条 提出された入札書は、開封前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏

の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応 じ公正取引委員会に提出することがある。

(入札の無効)

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- 一 入札に参加することができない者がした入札
- 二 委任状を入札前までに提出していない代理人の入札
- 三 記名押印を欠く入札
- 四 入札金額を記載していない入札
- 五 入札金額を訂正した入札
- 六 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 七 2通以上の入札書をもってした入札
- 八 明らかに連合によると認められる入札
- 九 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 十 その他の入札に関する条件に違反した入札

(開札)

- 第7条 開札は、入札終了後、直ちに、入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。
- 2 入札者は、やむを得ない場合を除き、開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

- 第8条 有効な入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える製造その他の請負契約において、その入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなることがあって著しく不適当であると認められるときは、その者に代えて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 前項ただし書きに該当する入札を行った者は、事業団の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

- 第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、 直ちに再度の入札を行う。
- 2 再度の入札回数は、原則として1回とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者に くじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者に、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入 札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

- 第11条 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを事業団に提出しなければならない。ただし、事業団の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異義の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を 理由として異義を申し立てることができない。

7	札	書
Λ	- 小口	
/ \	7 4	

¥

(件名) 平成 26 年度 ○○○○業務

日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上入札します。

年 月 日

所在地 会社名 代表者名

印

日本下水道事業団

契約職 〇〇〇〇 殿

- (注) 1 入札金額は、アラビア数字で記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判とする。